



埼玉県報

第6号
令和元年(2019年)
5月24日
金曜日

目次

条例のあらまし

- 大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づき、排出基準を定める条例の一部を改正する条例のあらまし(大気環境課)

条例

- 大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づき、排出基準を定める条例の一部を改正する条例(大気環境課)

告示

- 市町村システム共同クラウド化業務委託に関する入札公告(情報システム課)
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する契約の相手方等の公示(商業・サービス産業支援課)
- 埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A2街区専有部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示(商業・サービス産業支援課)
- さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A2街区共用部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示(商業・サービス産業支援課)
- さいたま新産業拠点(SKIPシティ)A1街区維持管理業務に関する契約の相手方等の公示(産業技術総合センター)
- 埼玉県産業技術総合センター使用料徴収事務委託(産業技術総合センター)
- 令和元年度職業訓練指導員試験の実施(産業人材育成課)
- 森林法第189条の規定に基づく告示(森づくり課)
- 県営土地改良事業古利根堰地区(農村地域防災減災事業・地域防災機能増進事業・土地改良施設耐震対策事業)の緊急耐震工事計画の決定及び計画書の写しの縦覧(農村整備課)
- 測量法に基づく基本測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 桶川都市計画事業上日出谷南特定土地地区画整理事業の事業計画変更(第12回)(市街地整備課)
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の住所及び事務所の所在地の変更(建

築安全課)

- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し(出納総務課)
- 埼玉県立学校 51校タブレット端末及び校内通信環境機器等賃貸借に関する入札公告(高校教育指導課)
- 現場写真作成装置用プリントパックの購入(単価契約)に関する入札公告(会計課)
- 一般国道407号の区域の変更(川越県土整備事務所)
- 県道小八林久保田下青鳥線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 県道鴻巣川島線の区域の変更(東松山県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 水道施設管理システム運用保守業務委託一式の調達に関する契約の相手方等の公示(水道企画課)
- 埼玉県大久保浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 埼玉県庄和浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 埼玉県行田浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 埼玉県新三郷浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 埼玉県吉見浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 埼玉県江南中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 埼玉県荒木取水ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 埼玉県高坂中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 埼玉県高倉中継ポンプ所で使用する電気の調達に関する入札公告(水道管理課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 埼玉県知事選挙における立候補予定者説明会の開催(選挙管理委員会)
- 直接請求のための署名収集の禁止(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員一般選挙(西第4区 狭山市)における当選の効力に関する異議申出に対する決定(選挙管理委員会)

本号で公布された条例のあらまし

大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（大気環境課）

一 趣旨

工業標準化法の改正に伴い、条例の一部を改正する。

二 内容

工業標準化法の改正に伴い、大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例の別表の備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

三 施行期日

令和元年七月一日

条 例

大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第一号

大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例（昭和四十六年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表の備考1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、令和元年七月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

市町村システム共同クラウド化業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、総合評価一般競争入札方式により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。なお、格付は開札時に取得している格付によること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム課県民サービス・システム共同化担当 有山、新井 電話 048-830-2284（直通） 電子メールa2290-13@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札説明会

ア 入札説明会の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎10階 会議室 令和元年5月29日（水）午後2時

イ 参加手続

参加を希望する者は、令和元年5月28日（火）午後2時までに上記(1)の電子メールへ連絡すること。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月4日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月3日（水）午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月3日（水）午後4時まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム課 令和元年7月4日（木）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年6月19日（水）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の必須項目を全て満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法により落札者の決定をする。

なお、技術評価項目書の項目等は、別記「落札者決定基準」のとおりである。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を

行った者を落札者とするか否かを決定する。))。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年 6 月 5 日 (水) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Conversion of the Saitama Municipal Shared Information System to a Cloud-based System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:30 a.m., July 4, 2019

By registered mail or in person: 4:00 p.m., July 3, 2019

(3) Contact Information:

Information Systems Division, Department of Planning and Finance,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2284

E-mail:a2290-13@pref.saitama.lg.jp

別記

落札者決定基準

No.	技術評価項目	提案書記載事項	必須	上限配点	
1.共通事項					
1	1.1.1. 基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の略歴、経営規模、主な事業内容について記載すること。（具体的な社名や所在地は伏せること） ・過去の実績など、本業務の実施に当たり提案者が有する強みについて具体的に提示すること。 ・本件に有益な資格や認証、認定を有している場合は記載すること。（有益とする根拠の説明をすること。） ・本事業の全体像及び本調達の対象範囲となるプロジェクトへの理解について記載すること。 ・上記の理解を踏まえ、それぞれのゴールとプロセスについて、具体的に記載すること。 	○	50	
2	1.1.2. プロジェクトの推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者、本県双方の体制図を示すこと。 ・プロジェクト管理者等の主要な構成員について提示すること。 ・上記メンバーの氏名、役割、責任を明記するとともに、これまでの業務経歴と取得資格を記載し、スキル要件を充足していることを示すこと。また、再委託の予定がある場合は、再委託先の者についても体制図に記載すること。 ・事業の推進に当たり、機能制約や懸念事項がある場合は、その具体的な解決方法を説明すること。 	○	50	
2.基本的業務					
3	2.1. 基本業務	2.1.1. 事業全体の企画	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に対する提案者自身の理解に基づき、本県及び県内市町村等が手に入れる情報システム基盤の全体像について提示すること。 ・上記については、仕様書で提示される課題解決の方向性に沿って本県の目的がどこまで達成される見込みなのか、可能な限り数字を使い具体的に記載すること。 	○	50
4		2.1.2. プライム事業者としての業務	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の関係事業者の協業によるサービス提供を円滑に行うため、プライム事業者としてどのようにプロジェクトに取り組むのか具体的に説明すること。 ・共同クラウド基盤に係る各事業者からのサービス提供を取りまとめた一元化し利用団体に提示するものとして、サービスメニューと単価表のサンプルを作成し、提示すること。この単価表サンプルは後述する「利用料シミュレーション」で使用するとともに、別途締結する実際のサービス利用に係る契約における単価の上限となるので、十分に留意すること。 	○	50
5	2.2. 技術的支援業務		<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に提示されたそれぞれの業務の遂行に当たり、提案者が考える具体的な場面と技術的支援の内容について例を挙げて説明すること。 ・上記の業務を遂行するための体制とその規模等についても具体的に記載すること。 	○	50
3.共同クラウド基盤の整備					
6	3.1. 業務内容	3.1.1. 共同クラウド基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・構成クラウドを「性能重視型」「価格重視型」の2つに分類した上で、それぞれの提供事業者及び利用サービスについて具体的に提示すること。 ・構成クラウドの相互接続によるマルチクラウドサービスの具体的な実現方法と作業内容について説明すること。 	○	50
7		3.1.2. 基盤上のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想ネットワークサービス又はその代替サービスの提供方法について、どのように実現するのか具体的に説明すること。 ・上記については、特にサービスの提供事業者による整備業務とサポートデスク事業者の運用業務の責任分界点について説明すること。 	○	50
8		3.1.3. 運用支援機能	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に示す共同クラウド基盤の運用支援機能の要件を実現できるよう、具体的な導入計画を提案すること。 ・上記のうち、令和元年度のパイロット運用時に利用する機能については、パイロットシステムの稼働前に実装しておくこと。 ・運用支援の具体的な機能・実装予定時期・初期費用及び稼働後の利用料について提示すること。 	○	50
9	3.2. サービス提供内容	3.2.1. 共同クラウド基盤の技術要件	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の技術要件の各項目を全て満たしていることが分かるよう、クラウドサービスの構成及びその実装について具体的に示すこと。インターネット系/LGWAN系/マイナンバー系、公開系/業務系など、どのような方針でセグメントやクラウドサービスを使い分けていくか、方針を示すこと。 ・上記に当たっては、仕様書「5 情報セキュリティ対策要件」を考慮すること。 ・本事業における共同クラウド基盤を整備するに当たり、仕様書に記述された要件に加えるべきと考えるものがあればこれを補完し、積極的に提案すること。 	○	50
10		3.2.2. 基盤上のネットワークの技術要件	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の技術要件の各項目を全て満たしていることが分かるよう、基盤上の仮想ネットワーク又はその代替サービスの構成及びその実装について具体的に示すこと。 ・上記に当たっては、仕様書「5 情報セキュリティ対策要件」を考慮すること。 ・マルチテナント・マルチユーザーでネットワークの共有と分割をそれぞれ同時に実装するための手段については、特に詳細かつ具体的に説明すること。 ・DMZについては、仮想サーバーの構成と配置に係るポリシーを例示しながら、具体的に説明すること。 ・本事業における共同クラウド基盤を整備するに当たり、仕様書に記述された要件に加えるべきと考えるものがあればこれを補完し、積極的に提案すること。 	○	50

No.	技術評価項目		提案書記載事項	必須	上限配点
4. 県域プライベートネットワークの整備					
11	4.1. 業務内容	4.1.1. ネットワークの設計・構築	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の業務要件の各項目を全て満たしていることが分かるよう、ネットワークの設計方針について具体的に示すこと。 上記のうち、特にスケールアウトの具体的な方法について詳細に説明すること。 設計方針を示すに当たっては、仕様書「5 情報セキュリティ対策要件」を考慮すること。 本事業における県域プライベートネットワークを整備するに当たり、仕様書に記述された要件に加えるべきと考えるものがあればこれを補完し、積極的に提案すること。 	○	50
12		4.1.2. 利用団体の接続	<ul style="list-style-type: none"> 作業の具体的な内容と段取りについて説明すること。 接続作業に係る標準的な工数又は費用について例示すること。 	○	50
13		4.1.3. 運用支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 統合基盤との直接又は間接的な手法による一元的な監視運用について提案すること。 上記のうち、令和元年度のパイロット運用時に利用する機能については、パイロットシステムの稼働前に実装しておくこと。 運用支援の具体的な機能・実装予定時期・初期費用及び稼働後の利用料について提示すること。 	○	50
14	4.2. サービス提供内容	4.2.1 県内集約拠点	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の要件に従い、適切と考えるデータセンターを選定し提案すること。 上記のデータセンターを選択した理由について明確に説明すること。 県内集約拠点の整備に当たり、仕様書に記述された要件に加えるべきと考えるものがあればこれを補完し、積極的に提案すること。 	○	50
15		4.2.2. 基盤側ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の技術要件の各項目を全て満たしていることが分かるよう、ネットワークの構成及びその実装について具体的に示すこと。 採用する実装技術のメリットとデメリット（リスク）について、情報セキュリティ対策やコスト面を含めて具体的に説明すること。 基盤側ネットワークの整備に当たり、仕様書に記述された要件に加えるべきと考えるものがあればこれを補完し、積極的に提案すること。 	○	50
16		4.2.3. 団体側ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の技術要件の各項目を全て満たしていることが分かるよう、ネットワークの構成及びその実装について具体的に示すこと。 採用する実装技術のメリットとデメリット（リスク）について、情報セキュリティ対策やコスト面を含めて具体的に説明すること。 団体側ネットワークの整備に当たり、仕様書に記述された要件に加えるべきと考えるものがあればこれを補完し、積極的に提案すること。 	○	50
17	4.3. 追加提案		<ul style="list-style-type: none"> クラウドエクステンジの導入を想定している場合は、そのサービス内容・導入時期・接続方法・費用及び費用対効果について具体的に説明すること。 その他、本事業の推進に有効と考える技術がある場合、積極的に提案すること。 		50
5. 運用に関する業務					
18	5.1. 運用計画	5.1.1. 共同クラウド基盤の運用計画	<ul style="list-style-type: none"> 導入を予定している運用支援機能の利用を前提として、盛り込むべき運用業務の最終形を提示すること。 セキュリティ水準の確保に配慮しながら運用業務の効率を上げるための工夫について説明すること。 特に統合基盤との一元的な運用イメージについて詳細に説明すること。 	○	50
19		5.1.2. 県域プライベートネットワークの運用計画	<ul style="list-style-type: none"> 導入を予定している運用支援機能の利用を前提として、盛り込むべき運用業務の最終形を提示すること。 セキュリティ水準の確保に配慮しながら運用業務の効率を上げるための工夫について説明すること。 特に統合基盤との一元的な運用イメージについて詳細に説明すること。 利用団体のCSIRT及び現行セキュリティクラウドのSOCとの連携について説明すること。 	○	50
20	5.2. 運用業務	5.2.1. パイロットシステムの運用業務等	<ul style="list-style-type: none"> パイロットシステムの稼働に対応するため必要と想定する運用業務について提示するとともに、業務実施体制とSLA案についても示すこと。 統合管理ポータル機能が備えるべき機能と守備範囲について提案すること。 	○	50
6. 利用料シミュレーション					
21	6.1 利用料シミュレーション	6.1.1. 共同クラウド基盤の利用料	<ul style="list-style-type: none"> 年間の共同クラウド基盤利用料について、想定シナリオに沿って積算し、提示すること。 上記の積算は、「2.1.2. プライム事業者としての業務」において作成した単価表サンプルを使い算出すること。また、利用団体の接続に係る作業経費については、「4.1.2. 利用団体の接続」において示した工数又は費用を基に積算すること。 年間のサポートデスク事業者に係る経費（統合基盤分は除く）について、別添の想定シナリオに沿って積算し、提示すること。 	○	250
22		6.1.2. 県域プライベートネットワークの利用料	<ul style="list-style-type: none"> 年間の県域プライベートネットワークの利用料について、想定シナリオに沿って積算し、提示すること。 上記の積算は、「2.1.2. プライム事業者としての業務」において作成した単価表サンプルを使い算出すること。また、利用団体の接続に係る作業経費については、「4.1.2. 利用団体の接続」において示した工数又は費用を基に積算すること。 	○	250
					1500

告示

埼玉県告示第五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運営に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
526,328,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第五十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県彩の国ビジュアルプラザ及び同施設の附属設備	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六十三号 株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 松岡進	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第五十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区専有部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

229,990,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第
1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成31年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

135,596,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第
1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A1街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター企画・総務室総務・経理・管理担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
404,390,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第五十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県産業技術総合センターの駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）	川口市上青木三丁目十二番六十三号株式会社デジタルスキップステーション 代表取締役社長 松岡 進	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六十号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

令和元年八月三日（土）

四 試験会場

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館

五 受験申請の手続

イ 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書（受験票に六十二円分の郵便切手を貼り付けること。）

- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証明する書類
- (4) 写真（申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入すること。）二枚
- (5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類
- (6) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十二円分の郵便切手を貼り付けること。）一通

ロ 提出方法等

提出方法	受付場所及び提出日時等
郵送	郵便番号三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 令和元年六月十日（月）から七月五日（金）までの消印のあるものを有効とする。 なお、郵送方法は必ず簡易書留とすること。
持参	埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 令和元年六月十日（月）から七月五日（金）までの午前八時三〇分から正午まで及び午後一時から五時まで なお、持参する前に電話で予約をすること。

六 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額

三千百円。ただし、指導方法そのものが免除となる者は試験手数料は不要とする。

ロ 納付方法

三千百円分の埼玉県収入証紙を職業訓練指導員試験受験申請書に貼り付けて納付すること。

七 合格発表

令和元年八月二十七日（火）から九月二日（月）まで埼玉県庁本庁舎一階南側玄関の掲示板に掲示するほか、受験者に通知する。

八 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業労働部産業人材育成課、各県立高等技術専門校、県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本工業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの）を同封すること。

ロ 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業労働部産業人材育成課総務・職業訓練推進担当 電話〇四八（八

三〇）四五九八

告 示

埼玉県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

新井一夫、新井袈裟治、新井貞弘、新井重道、新井貴義、新井武夫、新井博、新井ます子、新井弥寿恵、新井豊、石野幸助、上井好春、大石豊作、中野袈裟一、日本水道株式会社、古川米夫、柳原竹治郎、山口森茂、山口隆一、柳原はる子、柳原豊、新井せん、坂本秀一郎、中島陽一

二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、平成三十一年四月二十三日付埼玉県告示第四百十九号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。

告 示

埼玉県告示第六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により県営土地改良事業古利根堰地区（農村地域防災減災事業・地域防災機能増進事業・土地改良施設耐震対策事業）緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

令和元年六月三日から

令和元年七月一日まで

二 縦覧場所

春日部市役所

越谷市役所

草加市役所

八潮市役所

三郷市役所

吉川市役所

松伏町役場

告 示

埼玉県告示第六十三号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（地盤沈下関連水準測量、河川事業に伴う水準測量）

二 作業期間

令和元年七月一日から令和二年二月二十八日まで

三 作業地域

さいたま市、蕨市、戸田市（地盤沈下関連水準測量）
加須市、久喜市、幸手市（河川事業に伴う水準測量）

告 示

埼玉県告示第六十四号

平成三十一年埼玉県告示第三百三十八号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十九日終了した旨測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

昭和六十二年七月十四日から令和四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字上日出谷字愛宕、字殿山、字宮、字原新田、字弥勒、大字下日出谷字高井及び字西の各一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字上日出谷九百二十一番地二

五 設立認可の年月日

昭和六十二年七月十四日

六 変更認可の年月日

令和元年五月二十四日

告示

埼玉県告示第六十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県 知事 事第 十三 号	埼玉県 知事 事第 十一 号	委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
埼玉県 知事 事第 十三 号	埼玉県 知事 事第 十一 号	株式会社 国際確認 検査セン ター	株式会社 国際確認 検査セン ター	住所	住所	住所	令和元年五 月二十七日
構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	住所	変更事項	変更前	変更後	変更年月日		
	東京都港区芝 五丁目三十三 番七号	変更前	大阪府大阪市 中央区北浜三 丁目七番十二 号	変更後	令和元年六 月一日		
	東京都港区海 岸一丁目十一 番一号	変更後	東京都中央区 京橋二丁目八 番七号	変更年月日			

告 示

埼玉県告示第六十七号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称
東京都練馬区大泉学園町七丁目十五番二十七号
株式会社ケイアンドテイ

二 取消年月日

令和元年五月二十二日

告 示

埼玉県告示第六十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立学校51校タブレット端末及び校内通信環境機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和元年12月1日（日）から令和6年11月30日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 平尾 電話048-830-6773（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月3日（水）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月2日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月3日（水）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 令和元年7月3日（水）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年6月14日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer and network for 51 schools.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. July 3, 2019, By mail; 5:00 p.m. July 2, 2019, In person; 10:30 a.m. July

3, 2019.

(3) Contact point for the notice: High School Education Management Division,
Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural
Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken
330-9301, Telephone 048-830-6773.

告 示

埼玉県告示第六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

現場写真作成装置用プリントパックの購入（単価契約） 2,895箱

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部鑑識課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、入札者が見積もった単価に本県が示す予定数量を乗じた総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。ただし、令和元年10月1日（火）以降の納期に係る分については、消費税及び地方消費税の税率10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を支払うこととする。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 平野 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月3日（水）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月2日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和元年7月3日（水）午前11時まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和元年7月3日（水）午前11時5分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年6月26日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和元年6月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を

受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Purchase of Photographic paper for picture making device Quantity;2,895
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;11:00 a.m. July 3,2019 By mail;5:00 p.m. July 2,2019 In person;11:00 a.m. July 3,2019
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 国道
- 二 路線名 一般国道四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
で	狭山市大字上広瀬字西久保一二 一六番一地从り同市大字上広 瀬字西久保一二二三番四地从り	区 間
一二・二三 一六・一二	九・五四 一一・四〇	敷地の幅員 (メートル)
二六〇・五五	二六〇・四二	延長 (メートル)
よる。	狭山市上広瀬西久保 土地区画整理事業に	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小八林久保田下青鳥線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
代九七五番一地先まで	比企郡吉見町大字下細谷 字与代九七五番二地先から	区 間
一一・三四〇一一・六〇	九・六八〇一一・四八	敷地の幅員 (メートル)
八三・〇〇		延長 (メートル)
歩道整備事業		備考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年五月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣川島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
七五一番一地先まで	比企郡吉見町大字荒子字 流九三一番一地先から	区 間
九・八二〇・三六	八・二二〇・一九・〇五	敷地の幅員 (メートル)
三二六・九五		延長 (メートル)
歩道整備事業		備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年五月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

平成三十年十一月二十六日

指令川建セ第三〇〇〇一二〇号

二 検査済証番号

令和元年五月二十一日

川建セ第三一〇〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字小用字明神山七百四十二番三十二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県桶川市南二丁目七番十三号桶川中央マンション五〇五号

小高 みゆき

告 示

埼玉県公営企業告示第二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月二十四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 調達案件名及び数量
水道施設管理システム運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道企画課施設計画担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 14 番 21 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 31 年 3 月 27 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
三菱電機株式会社関越支社
埼玉県さいたま市中央区新都心 11 番地 2
- 5 契約金額（税抜）
30,000,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

告 示

埼玉県公営企業告示第三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月二十四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県大久保浄水場で使用する電気
予定使用電力量 98,449,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

令和元年9月1日（日）から令和2年8月31日（月）まで

(4) 需要場所

埼玉県さいたま市桜区大字宿 618 埼玉県大久保浄水場

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する12か月間の総価（以下「予定総額」という。消費税額及び地方消費税額を含まない。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県公営企業告示第55号）に基づき、業務区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の

規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第 41 条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第 33 条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体において電力調達に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (9) 上記 1 (1) の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 29 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同種同規模程度（1 年間あたり 69,000,000 キロワット時）以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (10) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (11) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿 618

埼玉県大久保浄水場総務部総務担当

電話 048-852-8841

電子メールアドレス p528841@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで（必着）

なお、入札書の郵送は書留郵便とすること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県大久保浄水場 令和元年7月11日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額の100分の108に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額の100分の108に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月2日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定

に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)
等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最
低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該
代金を受注者に支払うものとする。

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で、入札を希望する者は、埼玉県ホ
ームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請
受付システム」から登録申請を行い、受付票その他必要な書類を添付して、下
記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(10) その他

詳細は、入札説明書等による。

本件入札は、対象となる調達に係る令和 2 年度における歳入歳出の当該契約
の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除するこ
とがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Okubo
Water Filtration Plant (estimated kWh: 98,449,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 p.m., July 10, 2019

By registered mail: 3:00 p.m., July 10, 2019

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Okubo Water Filtration Plant, Bureau of
Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

618 Shuku, Sakura-ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 338-0814

Tel. 048-852-8841

E-mail p528841@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月二十四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県庄和浄水場で使用する電気

予定使用電力量 16,330,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

令和元年9月1日（日）から令和2年8月31日（月）まで

(4) 需要場所

埼玉県春日部市新宿新田 100 番地 埼玉県庄和浄水場

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額は含まない。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額は含まない。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する12か月間の総価（以下「予定総額」という。消費税額及び地方消費税額は含まない。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県公営企業告示第55号）に基づき、業務区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の

申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第 41 条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第 33 条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体において電力調達に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (9) 上記 1 (1) の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 29 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同種同規模程度（1 年間あたり 11,400,000 キロワット時）以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (10) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (11) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒344-0113 埼玉県春日部市新宿新田 100 番地

埼玉県庄和浄水場総務部総務担当

電話 048-746-4411

電子メールアドレス n464411@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで（必着）

なお、入札書の郵送は書留郵便とすること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県庄和浄水場 令和元年7月11日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額の100分の108に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額の100分の108に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月2日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の

特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で、入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(通知)

(10) その他

詳細は、入札説明書等による。

本件入札は、対象となる調達に係る令和 2 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Syowa Water Filtration Plant (estimated kWh: 16,330,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 p.m., July 10, 2019

By registered mail: 3:00 p.m., July 10, 2019

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Syowa Water Filtration Plant, Bureau of
Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

100 Shinshukushinden, Kasukabe-shi, Saitama-ken, 344-0113

Tel. 048-746-4411

E-mail n464411@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月二十四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県行田浄水場で使用する電気

予定使用電力量 27,812,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

令和元年9月1日（日）から令和2年8月31日（月）まで

(4) 需要場所

埼玉県行田市小針1632番地 埼玉県行田浄水場

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する12か月間分の総価（以下「予定総額」という。消費税額及び地方消費税額を含まない。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県公営企業告示第55号）に基づき、業務区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の

規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第 41 条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第 33 条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体において電力調達に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (9) 上記 1 (1) の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 29 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同種同規模程度（1 年間あたり 19,500,000 キロワット時）以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (10) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (11) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒361-0024 埼玉県行田市小針 1632 番地

埼玉県行田浄水場総務部総務担当

電話 048-559-3660

電子メールアドレス k593660@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで（必着）

なお、入札書の郵送は書留郵便とすること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県行田浄水場 令和元年7月11日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額の100分の108に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額の100分の108に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月2日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定

に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で、入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(通知)

(10) その他

詳細は、入札説明書等による。

本件入札は、対象となる調達に係る令和 2 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Gyoda Water Filtration Plant (estimated kWh: 27,812,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 p.m., July 10, 2019

By registered mail: 3:00 p.m., July 10, 2019

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Gyoda Water Filtration Plant, Bureau of Public
Enterprise,

Saitama Prefectural Government

1632 Kobari, Gyoda-shi, Saitama-ken, 361-0024

Tel. 048-559-3660

E-mail k593660@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月二十四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県新三郷浄水場で使用する電気
予定使用電力量 30,961,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

令和元年9月1日（日）から令和2年8月31日（月）まで

(4) 需要場所

埼玉県三郷市南蓮沼1 埼玉県新三郷浄水場

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する12か月間分の総価（以下「予定総額」という。消費税額及び地方消費税額を含まない。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県公営企業告示第55号）に基づき、業務区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の

規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第 41 条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第 33 条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体において電力調達に於ける指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (9) 上記 1 (1) の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 29 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同種同規模程度（1 年間あたり 21,700,000 キロワット時）以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (10) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (11) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒341-0028 埼玉県三郷市南蓮沼 1

埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当

電話 048-953-6565

電子メールアドレス q536565@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで（必着）

なお、入札書の郵送は書留郵便とすること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県新三郷浄水場 令和元年7月11日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額の100分の108に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額の100分の108に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月2日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定

に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で、入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(10) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る令和 2 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Shinmisato Water Filtration Plant (estimated kWh:30,961,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 p.m., July 10, 2019

By registered mail: 3:00 p.m., July 10, 2019

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Shinmisato Water Filtration Plant, Bureau of
Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

1 Minamihasanuma, Misato-shi, Saitama-ken, 341-0028

Tel. 048-953-6565

E-mail q536565@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月二十四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県吉見浄水場で使用する電気

予定使用電力量 15,835,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

令和元年9月1日（日）から令和2年8月31日（月）まで

(4) 需要場所

埼玉県比企郡吉見町大和田198 埼玉県吉見浄水場

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する12か月間分の総価（以下「予定総額」という。消費税額及び地方消費税額を含まない。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県公営企業告示第55号）に基づき、業務区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の

規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第 41 条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第 33 条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体において電力調達に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (9) 上記 1 (1) の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 29 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同種同規模程度（1 年間あたり 11, 100, 000 キロワット時）以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (10) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (11) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒355-0127 埼玉県比企郡吉見町大和田 198

埼玉県吉見浄水場総務部総務担当

電話 0493-54-1484

電子メールアドレス s541484@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで（必着）

なお、入札書の郵送は書留郵便とすること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県吉見浄水場 令和元年7月11日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額の100分の108に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額の100分の108に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月2日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定

に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で、入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(10) その他

詳細は、入札説明書等による。

本件入札は、対象となる調達に係る令和 2 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Yoshimi Water Filtration Plant (estimated kWh: 15,835,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 p.m., July 10, 2019

By registered mail: 3:00 p.m., July 10, 2019

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Yoshimi Water Filtration Plant, Bureau of
Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

198 Owada, Yoshimi-machi, Hiki-gun, Saitama-ken, 355-0127

Tel. 0493-54-1484

E-mail s541484@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月二十四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県上赤坂中継ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 21, 112, 000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

令和元年9月1日（日）から令和2年8月31日（月）まで

(4) 需要場所

埼玉県狭山市大字上赤坂 471 - 3 埼玉県上赤坂中継ポンプ所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する12か月間の総価（以下「予定総額」という。消費税額及び地方消費税額を含まない。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県公営企業告示第55号）に基づき、業務区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の

規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第 41 条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第 33 条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体において電力調達に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (9) 上記 1 (1) の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 29 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同種同規模程度（1 年間あたり 14,700,000 キロワット時）以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (10) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (11) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒338-0814 埼玉県さいたま市桜区大字宿 618

埼玉県大久保浄水場総務部総務担当

電話 048-852-8841

電子メールアドレス p528841@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで（必着）

なお、入札書の郵送は書留郵便とすること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県大久保浄水場 令和元年7月11日（木）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額の100分の108に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額の100分の108に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月2日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定

に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で、入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(10) その他

詳細は、入札説明書等による。

本件入札は、対象となる調達に係る令和 2 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government
Kamiakasaka Relay Pump Station (estimated kWh:21,112,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 p.m., July 10, 2019

By registered mail: 3:00 p.m., July 10, 2019

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Okubo Water Filtration Plant, Bureau of
Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

618 Shuku, Sakura-ku, Saitama-shi, Saitama-ken, 338-0814

Tel. 048-852-8841

E-mail p528841@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月二十四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県江南中継ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 7,191,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

令和元年9月1日（日）から令和2年8月31日（月）まで

(4) 需要場所

埼玉県熊谷市小江川 1793 番地 1 埼玉県江南中継ポンプ所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する12か月間分の総価（以下「予定総額」という。消費税額及び地方消費税額を含まない。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県公営企業告示第55号）に基づき、業務区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の

規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第 41 条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第 33 条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体において電力調達に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (9) 上記 1 (1) の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 29 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同種同規模程度（1 年間あたり 5,100,000 キロワット時）以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (10) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (11) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒361-0024 埼玉県行田市小針 1632 番地

埼玉県行田浄水場総務部総務担当

電話 048-559-3660

電子メールアドレス k593660@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで（必着）

なお、入札書の郵送は書留郵便とすること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県行田浄水場 令和元年7月11日（木）午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額の100分の108に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額の100分の108に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月2日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定

に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で、入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(通知)

(10) その他

詳細は、入札説明書等による。

本件入札は、対象となる調達に係る令和 2 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Konan relay pump station (estimated kWh: 7,191,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 p.m., July 10, 2019

By registered mail: 3:00 p.m., July 10, 2019

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Gyoda Water Filtration Plant, Bureau of Public
Enterprise,

Saitama Prefectural Government

1632 Kobari, Gyoda-shi, Saitama-ken, 361-0024

Tel. 048-559-3660

E-mail k593660@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月二十四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県荒木取水ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 6,239,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

令和元年9月1日（日）から令和2年8月31日（月）まで

(4) 需要場所

埼玉県行田市荒木 4908 番地 埼玉県荒木取水ポンプ所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する12か月間分の総価（以下「予定総額」という。消費税額及び地方消費税額を含まない。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県公営企業告示第55号）に基づき、業務区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の

規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第 41 条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第 33 条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体において電力調達に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (9) 上記 1 (1) の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 29 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同種同規模程度（1 年間あたり 4,400,000 キロワット時）以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (10) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (11) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒361-0024 埼玉県行田市小針 1632 番地

埼玉県行田浄水場総務部総務担当

電話 048-559-3660

電子メールアドレス k593660@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで（必着）

なお、入札書の郵送は書留郵便とすること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県行田浄水場 令和元年7月11日（木）午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額の100分の108に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額の100分の108に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月2日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定

に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で、入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(通知)

(10) その他

詳細は、入札説明書等による。

本件入札は、対象となる調達に係る令和 2 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Araki Intake pump station (estimated kWh: 6,239,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 p.m., July 10, 2019

By registered mail: 3:00 p.m., July 10, 2019

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Gyoda Water Filtration Plant, Bureau of Public
Enterprise,

Saitama Prefectural Government

1632 Kobari, Gyoda-shi, Saitama-ken, 361-0024

Tel. 048-559-3660

E-mail k593660@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月二十四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県高坂中継ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 4,271,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

令和元年9月1日（日）から令和2年8月31日（月）まで

(4) 需要場所

埼玉県東松山市西本宿200番地1 埼玉県高坂中継ポンプ所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する12か月間分の総価（以下「予定総額」という。消費税額及び地方消費税額を含まない。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県公営企業告示第55号）に基づき、業務区分「物品の販売」のA等級に格付された者で、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の

規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第 41 条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第 33 条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体において電力調達に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (9) 上記 1 (1) の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 29 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同種同規模程度（1 年間あたり 3,000,000 キロワット時）以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (10) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (11) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒355-0127 埼玉県比企郡吉見町大和田 198

埼玉県吉見浄水場総務部総務担当

電話 0493-54-1484

電子メールアドレス s541484@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで（必着）

なお、入札書の郵送は書留郵便とすること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県吉見浄水場 令和元年7月11日（木）午前10時30分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額の100分の108に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額の100分の108に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月2日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定

に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で、入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(10) その他

詳細は、入札説明書等による。

本件入札は、対象となる調達に係る令和 2 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Takasaka Relay pump station (estimated kWh: 4,271,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 p.m., July 10, 2019

By registered mail: 3:00 p.m., July 10, 2019

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Yoshimi Water Filtration Plant, Bureau of
Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

198 Owada, Yoshimi-machi, Hiki-gun, Saitama-ken, 355-0127

Tel. 0493-54-1484

E-mail s541484@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県公営企業告示第十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年五月二十四日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県高倉中継ポンプ所で使用する電気
予定使用電力量 2,163,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

令和元年9月1日（日）から令和2年8月31日（月）まで

(4) 需要場所

埼玉県鶴ヶ島市大字高倉 1042 番地 6 埼玉県高倉中継ポンプ所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含まない。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 12 か月間分の総価（以下「予定総額」という。消費税額及び地方消費税額を含まない。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 30 年埼玉県公営企業告示第 55 号）に基づき、業務区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の

規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第 41 条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第 33 条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体において電力調達に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (9) 上記 1 (1) の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 29 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同種同規模程度（1 年間あたり 1, 520, 000 キロワット時）以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (10) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (11) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒355-0127 埼玉県比企郡吉見町大和田 198

埼玉県吉見浄水場総務部総務担当

電話 0493-54-1484

電子メールアドレス s541484@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

令和元年7月8日（月）午前10時から令和元年7月10日（水）午後3時まで（必着）

なお、入札書の郵送は書留郵便とすること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県吉見浄水場 令和元年7月11日（木）午前11時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額の100分の108に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額の100分の108に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和元年7月2日（火）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定

に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で、入札を希望する者は、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品)

(電話番号) 048-830-5775(直通)

(10) その他

詳細は、入札説明書等による。

本件入札は、対象となる調達に係る令和 2 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Takakura Relay pump station (estimated kWh: 2,163,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 p.m., July 10, 2019

By registered mail: 3:00 p.m., July 10, 2019

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Yoshimi Water Filtration Plant, Bureau of
Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

198 Owada, Yoshimi-machi, Hiki-gun, Saitama-ken, 355-0127

Tel. 0493-54-1484

E-mail s541484@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県教委告示第二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年五月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

令和元年五月二十九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県障害児就学支援委員会委員の委嘱及び任命について

ロ その他

告 示

埼玉県選管告示第四号

令和元年八月二十五日執行の埼玉県知事選挙における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

令和元年五月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日 時 令和元年七月九日 午後一時三十分

二 場 所 埼玉県庁第三庁舎講堂

告 示

埼玉県選管告示第五号

埼玉県の区域において参議院議員通常選挙及び埼玉県知事選挙が行われることとなったため、令和元年五月二十九日から埼玉県知事選挙の期日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

令和元年五月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

告 示

埼玉県選管告示第六号

平成三十一年四月七日執行の埼玉県議会議員一般選挙（西第四区 狭山市）における当選の効力に関し、同年四月二十二日付けで埼玉県狭山市中央一丁目二十番二十一号金子広和から提起のあった異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定した。

令和元年五月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

決 定 書

埼玉県狭山市中央1丁目20番21号
異議申出人 金子 広 和

上記異議申出人から平成31年4月22日付けで提起された平成31年4月7日執行の埼玉県議会議員一般選挙（西第4区 狭山市）における当選の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議申出の要旨及び理由

第1 異議申出の要旨

異議申出人（以下「申出人」という。）の申出の要旨は、平成31年4月7日執行の埼玉県議会議員一般選挙（西第4区 狭山市）（以下「本件選挙」という。）における当選人栗原浩（通称：中川ひろし（以下「当選人」という。）」の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

第2 異議申出の理由

異議申出の理由を要約すれば、次のとおりである。

本件選挙において、次のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）に違反して文書図画の頒布が行われた。当選人は次点候補者と票差1%を切る僅差で当選しており、当該行為が当選に影響を及ぼした可能性を否定できない。

- (1) 当選人は選挙運動用ビラの頒布にあたり、公職選挙法上認められていないポスティングによる配布を行ったことが各所から指摘されている。
- (2) 当選人は狭山市議4期、埼玉県議2期をつとめており、選挙に関する経験も豊富であり、違法であると認識した上で行われた可能性も高い。

決 定 の 理 由

当委員会は、平成31年4月25日に、この異議申出につきその要件を審理し、その結果、適法なものと認めたので、これを受理した。申出人に対しては証拠物件の提

出を求め、また狭山市選挙管理委員会（以下「市選管という。）から関係する証拠物件の提出を求めるとともに、令和元年5月14日に市選管事務局長荒田雅郎の証言を求めるなど、慎重に審理した。

なお、申出人に対し、申立てがあれば口頭意見陳述の機会が付与される旨伝えたが、その申立てはなかった。

まず、当選人の当選を無効とする決定を求める主張についてであるが、当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解するを相当とする。」（昭和28年2月17日東京高等裁判所判決）とされている。また、「当選人または選挙運動者もしくは出納責任者がその選挙に関し右のいずれかの選挙犯罪を犯したか否か、如何なる刑に処すべきかの判定は専ら刑事訴訟手続に従い裁判所の裁判によつてのみなされるべきものであることというまでもない。公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」（昭和35年9月13日最高裁判所判決）ともされている。

次に、公選法は、当選争訟においても、当該選挙について選挙の規定に違反することがあるときは、それが選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合（即ち、選挙無効原因がある場合）に限り、当該選挙管理委員会はその選挙の全部又は一部を無効とする旨の決定をしなければならないと定めている（公選法第209条第1項、同第205条第1項）。

選挙争訟において、選挙が無効とされるのは、上記のとおり、公選法第205条第1項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られている。同項の「選挙の規定に違反すること」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選

挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）とされている。また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、「若しその違反がなかったならば選挙の結果につき或は異った結果を生じたかも知れぬと思量せらるる場合をいうのである」（昭和23年6月26日最高裁判所判決）と判示されている。もっとも、候補者、選挙運動員等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為に関しては、「そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」（昭和61年2月18日最高裁判所判決）とされている。その「特段の事態を生じた場合」とは、「例えば官憲その他による甚だしき弾圧、干渉、妨害、又は広範囲に亘る買収誘惑等のため到底選挙法の理念とする自由、公正な投票が期待しがたいような事由のある場合を指称するもので、候補者、選挙運動者又は選挙人等に選挙法の取締規定に違反するところがあっても、かかる事由は右にいわゆる選挙の規定に違反する場合に該当しないものと解する。」（昭和30年8月26日大阪高等裁判所判決）と極めて限定的に判示されている。

このような観点から、申出人の主張について、当委員会の要約したところに従って順次判断する。

1 当選人の当選を無効とする決定を求める主張について

前記昭和28年2月17日東京高等裁判所判決のとおり、当選争訟とは、「広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まない」とものと解される。

よって、申出人の主張は、当選人の当選を無効とする事由には当たらない。

2 選挙の効力について

選挙の効力については、前記昭和61年2月18日最高裁判所判決のとおり、候補者等の選挙の取締りないし罰則規定違反は、選挙無効の事由になるものではないと解されているところである。

申出人は、当選人が選挙運動用ビラを公選法で認められていないポスティングによって頒布したことが、明るい選挙推進運動及び各種法令の趣旨を踏みにじる行為であると主張する。しかしながら、仮に申出人の主張するような事実があったとしても、それだけでは選挙管理の任にある機関による選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反するとは言えない。

また、証拠物件及び証人尋問からは「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたとも認められず、申出人の主張は本件選挙を無効とする事由には当たらない。

以上のとおり、申出人の主張はその理由がないから、公選法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和元年5月21日

埼玉県選挙管理委員会

委員長 細 田 徳 治

委 員 伊 藤 茂

委 員 畠 山 清 彦

委 員 加 藤 孝 夫